

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月25日

【会社名】 E N E O Sホールディングス株式会社

【英訳名】 ENEOS Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大田 勝幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 03(6257)7075

【事務連絡者氏名】 財務IR部 IRグループマネージャー 井上 亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 03(6257)7075

【事務連絡者氏名】 財務IR部 IRグループマネージャー 井上 亮

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 15,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年6月14日
効力発生日	2019年6月23日
有効期限	2021年6月22日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
1 - 関東 1 - 1	2020年7月10日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		20,000百万円 (20,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 80,000百万円  
(80,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	E N E O Sホールディングス株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.020％
利払日	毎年6月1日および12月1日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2021年6月1日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月1日および12月1日の2回（以下利息支払期日という。）に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2023年12月1日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2023年12月1日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年11月25日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年12月1日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、当社が2017年4月1日付会社分割により「Xエネルギー株式会社から承継した無担保社債を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>従って、本社債は、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、当社が2017年4月1日付会社分割により「Xエネルギー株式会社から承継した無担保社債を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA+（シングルAプラス）の信用格付を2020年11月25日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2020年11月25日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

## 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)4に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し5営業日以内にその履行をしないとき。ただし、5営業日以内に弁済の提供がなされ直ちにその旨の公告がなされた場合にはこの限りではない。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 4 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

## 5 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 6 財務代理人、発行代理人および支払代理人

- (1) 当社は、株式会社みずほ銀行(以下財務代理人という。)との間に本社債財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (4) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)4に定める方法により社債権者に通知する。

## 7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)6(1)を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

## 8 社債権者集会に関する事項

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)4に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示した上、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 9 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 本（注）4に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）8に定める社債権者集会に関する費用

## 10 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金32.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	5,000	
計	-	15,000	-

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
15,000	54	14,946

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,946百万円は、全額、払込期日に再生可能エネルギーであるバイオマス発電所（以下室蘭バイオマスといいます。）建設資金のリファイナンス資金としての子会社への投融資資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（（注）1）（以下グリーンボンド原則といいます。）および「グリーンボンドガイドライン2020年版」（（注）2）（以下グリーンボンドガイドラインといいます。）に即したグリーンボンド・フレームワークを策定しました。

なお、グリーンボンドに対する第三者評価として、DNV GLビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下DNV GLといいます。）より、「グリーンボンド適格性検証報告書」を取得しております。

また、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の「2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」（（注）3）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GLは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注）1 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

2 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

3 「2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンドの場合は調達した資金の全てが、サステナビリティボンドの場合は調達した資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンド等の発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・調達資金額の半分以上または事業件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの

脱炭素化効果および地域活性化効果が高い事業

・脱炭素化効果：国内のCO2削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・地域活性化効果：地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業

・地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

### グリーンボンド・フレームワークについて

#### 1. 調達資金の使途

再生可能エネルギーであるバイオマス発電所建設資金のリファイナンス資金としての子会社への投融資資金に充当予定です。

#### 室蘭バイオマス概要

会社名：E N E O Sバイオマスパワー室蘭合同会社

設立日：2016年10月11日

所在地：北海道室蘭市港北町1丁目3番1

事業内容：パーム椰子殻（PKS）による発電事業

経緯：2016年10月、日揮ホールディングス株式会社との共同出資会社として「室蘭バイオマス発電合同会社」を設立

2017年8月、建設工事着工

2019年11月、試運転を開始

2020年4月、会社名を「E N E O Sバイオマスパワー室蘭合同会社」に変更

2020年5月24日、商業運転を開始

・発電端出力（設計値）は74.9MW

・東南アジア産のPKS燃料を輸入

室蘭バイオマスは、日本国内の再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下FITといいます。）に認定されており、その前提条件としてFIT事業計画の策定ガイドラインに準拠した環境影響評価や燃料の持続可能性も考慮しています。本事業はCO2排出削減プロジェクトとして明確な環境改善効果をもたらし、E N E O SグループCSR最優先課題の一つである「低炭素社会の形成」の推進に貢献することが期待されます。

## 2. プロジェクトの評価および選定のプロセス

当社は、企業として持続的な成長を果すためには、その前提として社会から信頼される存在でなければならないとの認識のもと、E N E O Sグループの「CSRに関する基本方針」や「E N E O Sグループ行動基準」に基づきCSR活動の重点分野を定めています。特に環境面では、CO2排出削減に係る目標を掲げています。また当社は、これら方針・目標に基づき、類似の社内規定と同等の業務慣行に従って、適格グリーンプロジェクトの評価および選定プロセスを有しています。当社は、E N E O Sグループの企業理念および環境方針に基づき、ESG推進部、電気事業部および社内関係部門で協議し、財務IR部にて選定の上、経営会議の審議を経て、最終決定いたしました。室蘭バイオマスは、グリーンボンド原則における適格なグリーンプロジェクトの事業区分（再生可能エネルギー）、およびグリーンボンドガイドラインにおける調達資金の使途の具体例として挙げられている事業に該当しています。これらプロセスはグリーンボンド原則およびグリーンボンドガイドラインに合致するものです。また当社はプロジェクトの適格性を判断するにあたって「気候ボンド基準3.0版」（（注）4）のセクター技術基準も参照しています。

（注）4 「気候ボンド基準3.0版」とは、英国の国際NGOであるClimate Bonds Initiative（以下CBIといいます。）が当該債券について、パリ協定における2 目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準です。当該基準は、CBIにより作成された国際的に幅広く認知された基準で、認証プロセス、発行前・発行後要件やセクター別の適格性・ガイダンスが含まれており、「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的としています。気候ボンド基準ではセクター別基準が運用されており、当該グリーンボンドが対象とするプロジェクトおよび資産の適格性の判断においては、該当するセクター別基準を満たしている必要があります。

## 3. 調達資金の管理

当社は、内部統制システムの基本方針に基づき、業務の適正を確保するための内部統制を整備しており、これに基づいた業務手順およびフローチャートに従って、調達資金の充当先を追跡できる管理体制を備えています。本社債による調達資金は、他の資金と同一口座に入金されますが、対象となるグリーンプロジェクトに充てられるよう、エクセルで別途区分管理されることになっているため、実際の充当先である建設資金額を上回らないことを充当段階で確認できる体制を備えています。本社債による調達資金は、商業運転の開始直後である室蘭バイオマスの建設資金のリファイナンス資金としての子会社への投融資資金に、速やかに充当される予定であるため未充当残高は発生しません。資金管理に関する資料は、当社の定める文書管理規定に従い少なくとも10年間保存されます。

## 4. レポートニング

本社債による調達資金金額が充当されるまでの間、充当金額を含む充当状況を、当社のウェブサイトにて年次で開示する計画です。また、本社債の発行から償還までの間、環境改善効果として以下の指標を、当社ウェブサイトにて年次で開示します。

- ・対象期間における室蘭バイオマスの送電端出力（MW）
- ・送電端出力より算出したCO2排出削減量（t-CO2/y）

さらに当社は、本社債による調達資金の充当状況が前述の原則・ガイドラインの主要な要素に準拠していることを確認するため、DNV GLによる債券発行後検証を受ける予定です。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2020年6月30日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月8日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（6）対処すべき課題（\*）次期の連結業績予想について（2020年5月公表）」に記載されている売上高、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及び在庫影響を除いた営業利益相当額については、当該有価証券報告書提出時点のものであり、本発行登録追補書類提出日現在の予想とは異なっております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日（2020年11月25日）現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

E N E O Sホールディングス株式会社 本社  
（東京都千代田区大手町一丁目1番2号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。